

議案第 2 号

富里市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

富里市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

富里市教育委員会教育長 大 澤 昌 宏

富里市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する
規則

富里市学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和 4 8 年教育委員
会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項 1 号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ ウに定めるもののほか、学校給食費の全部の補助を受けていないこと。

第 8 条第 5 項第 1 号中「ウ」を「エ」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「前条各号」を「前条第 1 項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

富里市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する 規則の制定について（概要）

1 改正理由

第 3 子以降の学校給食費無償化事業について、他の支援制度により学校給食費の全部に相当する給付を受けている者は、第 3 子以降の学校給食費無償化の対象者とならないことを明確化するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

現在対象外として規定している生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条に規定する教育扶助を受けている者と富里市就学援助費支給規則（平成 23 年教育委員会規則第 2 号）に基づく就学援助費の支給を受けている者に加え、その他の支援制度により学校給食費の全部に相当する給付を受けている者を第 3 子以降給食費無償化事業の補助対象者から除くものとして明記します。

※その他の支援制度の例

- ・ 富里市特別支援教育就学奨励費
- ・ 里親措置費（県の制度）

3 施行期日

公布の日

富里市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
(給食費) 第8条 (略) 2・3 (略) 4 第1項の規定にかかわらず、扶養する子が3人以上いる保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保護者の毎年の申請（教育長が別に定める期限内にされたものに限る。）に基づき、その扶養する子のうち、富里市立小学校に在学する第3子以降の者（当該扶養する子のうち最年長者及び2番目の年長者である者を除いた者をいう。）に係る給食費を負担しないものとする。 (1) 次のいずれにも該当すること。 ア～ウ (略) エ ヲに定めるもののほか、<u>学校給食費の全部の補助を受けていないこと。</u> オ 給食費を滞納していないこと。 (2) (略) 5 第1項の規定にかかわらず、富里市立中学校に在籍している生徒の保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、生徒に係る給食費を負担しないものとする。 (1) 前項第1号アからエまでのいずれにも該当すること。 (2) (略) (給食費の特例) 第10条 市長は、第5条第1項ただし書の規定による適用を受けた日から引き続き5日以上給食を受けられなかった者について、その給食を受けられなかった日の属する月ごとに、その者が給食を受けた日数に1食当たりの給食費（前条第1項各号に定める額に11を乗じて得た額を185で除して得た額。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を乗じて得た額を当該月の給食費とする。 2 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	(給食費) 第8条 (略) 2・3 (略) 4 第1項の規定にかかわらず、扶養する子が3人以上いる保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保護者の毎年の申請（教育長が別に定める期限内にされたものに限る。）に基づき、その扶養する子のうち、富里市立小学校に在学する第3子以降の者（当該扶養する子のうち最年長者及び2番目の年長者である者を除いた者をいう。）に係る給食費を負担しないものとする。 (1) 次のいずれにも該当すること。 ア～ウ (略) エ 給食費を滞納していないこと。 (2) (略) 5 第1項の規定にかかわらず、富里市立中学校に在籍している生徒の保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、生徒に係る給食費を負担しないものとする。 (1) 前項第1号アから<u>ウ</u>までのいずれにも該当すること。 (2) (略) (給食費の特例) 第10条 市長は、第5条第1項ただし書の規定による適用を受けた日から引き続き5日以上給食を受けられなかった者について、その給食を受けられなかった日の属する月ごとに、その者が給食を受けた日数に1食当たりの給食費（前条各号に定める額に11を乗じて得た額を185で除して得た額。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を乗じて得た額を当該月の給食費とする。 2 (略)